

検地

1591年（天正19）重臣秀吉の属員任置による伊達氏の国替之後、伊達氏の最初の検地は「文禄検地」で、わずかに残る資料の中には1596年（文禄5）月「名取高柳之内北方より高江原名寄帳御籤入」があります。

この検地は「郷」を基準に家臣の知行地を単位とし、1反360歩と賞高制でありました。

その後、1605年（慶長10）12月伊達藩による「慶長検地」や「元和検地」が行われていますが、検地の基準資料や検地帳がほとんど残っておらず不明で、わずかに元和の伊具郡金山村検地帳から、実施基準は1反360歩、田畑を上・中・下の3段階としていたことが知られます。

伊達藩では、1636年（寛永13）12月谷林御修葺の火事で検地帳を焼失したため、1640年（寛永17）7月から1643年（寛永20）まで領内総検地「寛永検地」が実施されました。

検地は、1反360歩、賞高制とし、田畑を上々、上、中、下、下々の5段階の基準に改められ、この時の検地帳が藩全体の基本的な台帳として永く使用されました。

名取では、1642年（寛永19）熊野堂村の検地をはじめとして、上・下余田、李倉田、田高、川上、吉田、寺野の御早入、1736年（天文文）飯野坂、植松、笠島、小豆島、北日本郷、堀内の御検地が行われています。

名取関係の検地帳として、延宝6年上増田、田高、吉田から享保3年熊野堂村など合わせて25冊を名取市教育委員会が所蔵しています。

I-9-①

寛永検地

1636年（寛永13）7月4日から21日堀内御検地は、伊達氏奉行所内蔵書帳、向奉行知行帳等、堀内御検地帳、御検地入帳帳、勘定入帳帳4190冊で1635年（寛永12）まで実施されました。それを受けて1643年（寛永20）堀内蔵書帳と御検地帳が家臣手帳に改められ、堀内蔵書帳の基準を改め、1反=3000歩となりました。すなわち、1町=10町=100町=3000町となり、同じ1町でも賞高は以前より寛永検地の賞が低いことになった。1反の御検地は町単位よりも段級と表示していた。

堀内蔵書に10貫文の知行高の家臣は、12貫文の知行高（二割高目）と表示するとなり、知行高は知行高が賞高の倍員は大きくなりました。

伊達藩では知行高の表示から、1貫文1町で勘定し、検地帳にはあっては、1636年（寛永13）まで御早入の分は未検地に領入し、1639年（寛永16）4反の御早入として没分しました。

町	段	上	中	下	下々	上	中	下	下々
1町	1反	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
2町	2反	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000
3町	3反	3.000	3.000	3.000	3.000	3.000	3.000	3.000	3.000
4町	4反	4.000	4.000	4.000	4.000	4.000	4.000	4.000	4.000

① 文禄検地、元和検地については上・中・下の賞高の5段階に改められ、元和検地、寛永検地に於ける1反9町9の検地の様子が

I-9-②

知行地

伊達藩の知行制は、家臣に土地を与える地方知行制で大部分の家臣が自らの責任において年貢を取る領主でもありました。

知行地の大きさは「高」（石高又は賞高）で表され、収入となる年貢の高に対し一定の割合で税がかけられました。

藩では、知行地を支配する藩士を「郷人」と呼び、仙台城下に拝領する屋敷のほかに村々に在郷屋敷をもつことがありました。100石未満の半士も郷人として知行地をあてがわれて在郷屋敷を持つ者もありました。

家臣は、仙台城下屋敷では藩に対する役目を果たし在郷屋敷においては知行地の施政に努めた村ごと複数人の知行地や藩の直轄地である蔵入地など権限に入り組んでいるところもあり、知行地を通しての支配関係及び在郷屋敷を通して武士は農村とかわりをもっていました。

I-10-①

郡民式(名取郡の十代村)

郡民式序文を頼とし藩高の家臣であったが、子の郡民式が伊達政宗の代に召し出され、1590年(天正18)伊達藩の家臣となります。仙台時代藩主忠宗の代、藩主基高(南門)は13貫40石(134石)となり、1639年(寛永16)2月25日忠宗郡村十代郡民式御書と代書となります。

郡民式は、仙台藩内現存史料最長の代、1713年(貞徳3)奥七郎に2貫47石(24石)を分与します。藩主基高は「郡十代」で代が伊達藩より郡村十代村に知行地が与えられ、ここへ地主も置き、同郡下野郷村(石巻郡)・林田村(仙台市太白区)に家分を置きました。

なお、同家に代が代わってきた代藩主の御書(藩主御書(知行状))と知行御書(知行状)については、昭和00年3月名取市教育委員会へ寄贈されました。

I-10-②